

屋外で広告を表示するルール

～美しい湖国のまちづくりを目指して～



提供：(株)びわこビジターズビューロー

■■■屋外広告物を設置するには手続きが必要です■■■

ポスター、立看板、広告塔などの屋外広告物は、私たちの生活に深く関わっていますが、無秩序に氾濫すると街の景観が損なわれ、交通事故が発生する危険もあります。滋賀県ではこうした事態を防ぐために屋外広告物条例を制定し、県および市町による規制を行っています。

このパンフレットは、広告物を設置しようとする方をはじめ、広く県民の皆さんに広告物についてのルールを理解していただくため、その概要をまとめたものです。良好な景観や歴史的な街なみと調和する屋外広告物とし、魅力的な湖国の景観を形成するために、ご協力をお願いします。

1 屋外広告物の定義

文字、イラスト、写真およびシンボルマークなどを、常時または一定期間継続して、屋外で公衆（不特定多数）に対して表示されるものを指します。なお、営利を目的とするものに限りません。

【規制の対象とならない広告物の例】

街頭で配布されるチラシ／宣伝放送／建物内部の表示物（ショーウィンドウなど）

2 屋外広告物規制の概要

規制地域	禁止地域	許可地域	
	 <p>琵琶湖周辺の地域 滋賀県景観計画に定める琵琶湖景観形成地域や各市景観計画に定める区域など ※これらの区域は、原則湖岸または湖岸道路から市街地は約30m、それ以外は約200m以内の区域で設定されていますが、詳細は担当窓口でご確認ください。</p>	 <p>左記以外の地域 ①【都市計画類型】第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区等 ②【文化類型】国宝、重要文化財指定の建造物から周囲50mの地域、史跡・名勝（紫香楽宮跡、安土城跡）、古墳・墓地、都市公園など ③【その他、知事が指定する地域】</p>	<p>※以下全て、禁止地域を除きます。</p> <p>①都市計画区域全域 ②国宝、重要文化財指定の建造物から周囲100m以内の地域 ③東海道新幹線および高速自動車道の両側1,000m以内の地域 ④鉄道、国道および一部県道（大津能登川長浜線、草津伊賀線、守山栗東線）の両側500m以内の地域 ⑤滋賀県景観計画に定める国道307号、国道365号および大津能登川長浜線沿道景観形成地区、高島市景観計画に定める安曇川河川景観形成地区</p>
広告の種類	<p>自家用広告物 自己の住所、営業所、工場等に自己の氏名、店名、事業内容等を表示するもの</p> 	<p>総面積5㎡以下は許可申請不要 ※総面積＝敷地にある全ての広告物の面積を合算したもの</p> <p>総面積5㎡を超えた場合でも総面積15㎡以内までは許可を受ければ掲出できます。 ※ただし、琵琶湖周辺の地域のうち、用途地域（第1種・第2種低層住居専用地域を除く）には総面積15㎡以内の規定は適用されません。</p>	<p>総面積10㎡以下は許可申請不要</p> <p>総面積10㎡を超えた場合は、すべて許可が必要です。</p>
<p>3 許可の個別基準 の①～⑤をご確認ください</p>			
<p>自家用以外の広告物 自家用広告物に該当しないもの</p> 	<p>設置できません</p> <p>ただし、案内図板[※]で 3 許可の個別基準 の⑥を満たすものは許可を受ければ掲出できます。</p>	<p>すべて許可が必要です。</p> <p>3 許可の個別基準 の①～⑤をご確認ください</p> <p>ただし、次の地域では野立広告物を掲出することはできません （案内図板で 3 許可の個別基準 の⑥を満たすものは除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海道新幹線から500m以内の地域 ・高速道路から500m以内の地域 ・鉄道から100m以内の地域 ・国道、一部県道（大津能登川長浜線、草津伊賀線、守山栗東線）から30m以内の地域 	

※案内図板…広告物に矢印や案内地図等を記載し、誘導を図るもの

3 許可の個別基準(抜粋)

【共通基準】

- ・都市および自然美を損なわないように、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- ・広告内容の背景である地色には、黒および原色(派手でけばけばしい色)を使用しないこと。
- ・蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- ・広告物が照明を伴う場合は、昼間においても良好な景観を阻害しないこと。
- ・ネオン広告物にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

【個別基準】



① 野立広告板の許可基準

禁止地域 自家用広告物のみ掲出可

【琵琶湖周辺の地域】 高さ \leq 10mかつ幅 \leq 4.5m
 【上記以外の地域】 高さ \leq 10m

※ただし、用途地域(第1種・第2種低層住居専用地域を除く)には幅の基準は適用されません。

許可地域

自家用広告物 自家用以外の広告物

共通: 高さ \leq 20m

※ただし住居系用途地域の場合は 高さ \leq 10m

自家用以外の広告物で、東海道新幹線または高速道路から500m以上1,000m以内の地域内では

高さ \leq 10m

※特に新幹線沿線は、加えて面積 \leq 50㎡

自家用以外の広告物で、鉄道から100m以上500m以内の地域および国道・一部県道から30m以上500m以内の地域内では

高さ \leq 4.5m かつ 面積 \leq 30㎡



② 野立広告塔の許可基準

禁止地域 自家用広告物のみ掲出可

【琵琶湖周辺の地域】 高さ \leq 10mかつ幅 \leq 4.5m
 【上記以外の地域】 高さ \leq 10m

※ただし、用途地域(第1種・第2種低層住居専用地域を除く)には幅の基準は適用されません。

許可地域

自家用広告物 自家用以外の広告物

共通: 高さ \leq 20m

※ただし住居系用途地域の場合は 高さ \leq 10m

自家用以外の広告物で、東海道新幹線または高速道路から500m以上1,000m以内の地域内では

高さ \leq 20m

※特に新幹線沿線は、加えて面積 \leq 50㎡

自家用以外の広告物で、鉄道から100m以上500m以内の地域および国道・一部県道から30m以上500m以内の地域内では

高さ \leq 10m かつ 一面の幅 \leq 2mかつ 面積 \leq 20㎡



③ 壁面広告物の許可基準

共通基準: 壁面からはみ出さないこと

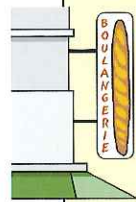
禁止地域

【琵琶湖周辺の地域】 面積 \leq (壁面の面積) \times 1/4
 【上記以外の地域】 面積 \leq (壁面の面積) \times 1/3

許可地域

面積 \leq (壁面の面積) \times 1/2

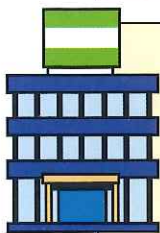
※ただし住居系用途地域の場合は \times 1/3



④ 突出広告物の許可基準

禁止地域 **許可地域** 共通

- ・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下でかつ官民境界から1m以内に収まること。
- ・下端の高さは、車道上は、地上から4.7m以上 歩道上は、地上から2.7m以上
- ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと



⑤ 屋上広告物の許可基準

共通基準: 建物の幅をはみ出さないこと

禁止地域

【琵琶湖周辺の地域】 設置できません
 【上記以外の地域】 高さ \leq (建物の高さ) \times 2/3 かつ3m以下

許可地域

自家用広告物

高さ \leq (建物の高さ) \times 2/3かつ20m以下

※ただし住居系用途地域の場合は10m以下

自家用以外の広告物

高さ \leq (建物の高さ) \times 1/2かつ10m以下

※ただし住居系用途地域の場合は5m以下



⑥ 案内図板の許可基準

共通基準:

- ・地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が広告表示面積の40%以上であること
- ・国道同士の交差点から30m区間は掲出不可

禁止地域

掲出場所は500m以上間隔を置くこと

【琵琶湖周辺の地域】 面積 \leq 3㎡ かつ 高さ \leq 4.5m
 【上記以外の地域】 面積 \leq 5㎡ かつ 高さ \leq 4.5m*

許可地域

掲出箇所は同一地域に2個以内

面積 \leq 5㎡ かつ 高さ \leq 4.5m* ※脚の部分を除く

※その他の屋外広告物に関する基準等については、担当窓口へお問い合わせください。